

平成30年2月22日

国土交通省九州地方整備局

佐伯河川国道事務所

番匠川圏域における県管理河川の大規模水害に備えた 『減災に係る取組方針』を策定しました

平成30年2月21日に「第4回 番匠川圏域大規模氾濫減災協議会」を開催し、番匠川圏域における**県管理河川の大規模水害に備える「減災に係る取組方針」**を策定しました。

本取組方針では、県管理河川において大規模な洪水が生じた場合、急激な水位上昇や避難路の浸水による**避難の遅れが懸念**されることや、山間部の地域は浸水深が大きくなるなど、**甚大な被害が発生するおそれ**があること、また近年、大規模な洪水氾濫を経験した地域としていない地域の**防災に対する意識の温度差が懸念**されるなどの課題を確認し、これらの課題を踏まえ、5年間で達成すべき目標を「**迅速な避難行動**」と「**社会経済被害の最小化**」を目指すこととし、ハード対策とあわせて、市、県、国が一体となり計画的に推進する取組として、防災情報提供や水防災教育、的確な水防活動の強化などのソフト対策の取組をとりまとめました。

協議会の構成 : 佐伯市長
大分県土木建築部河川課長
大分県生活環境部防災局防災対策室長
大分県佐伯土木事務所長
大分地方气象台長
佐伯河川国道事務所長

資 料 : 佐伯河川国道事務所ホームページに掲載
http://www.qsr.mlit.go.jp/saiki/2011_siryou/saikouchikukyougikai/index.html

問い合わせ先：国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所
電話：0972-22-1880（代表）
副 所 長 池浦 光文（内線204）
調査課長 樋口 俊二（内線351）